

建設業退職金共済申込書



←詳しくは
コチラ

下記の通り建設業退職金共済組合（勤労者退職金共済機構）へ初回掛金等を添えて申し込みます

加入希望日	令和	年	月	日
加入者氏名		生年月日		
フリガナ		昭和・平成		
		年 月 日		
電話番号		職 種	※下記職種一覧より選んで下さい	
携帯電話番号				
↓ ↓ 該当するものに必ず○印を付けて下さい。 ↓ ↓				
・今回建退共に参加するのは初めてですか？				
⇒ はい ・ いいえ （前の勤務先等で加入していた等）				
・「いいえ」の方はお答えください。 ←				
前に加入した建退共は ⇒ 退職金請求済み ・ 現在手帳を持っている				
↑ 加入申し込み時に手帳を添えて下さい				

※職種一覧

1. 大工	5. 舗装工・道路工	9. 屋根工・板金工	13. 配管工
2. とび職	6. 鉄筋工・鉄骨工	10. 塗装工	14. 機械運転工
3. 軽作業員	7. 石工	11. 建具工・室内装飾	15. 植木職・造園工
4. 普通作業員 (土木含)	8. 左官	12. 電工	16. その他(具体的な職種を 記入してください)

- ★建設業の現場で働く人たちのほとんどすべての人が建退共制度加入できます
- ★いわゆる一人親方でも、任意組合(田川建労)を利用し、被共済者となることができます。
- ★建設業の労働者が掛け金を出し合って労働者に退職金を支給するものです。
- ★建設労働者は、いつ、どこの現場で働いても、その日数が全部通算され退職金がもらえます。
- ★掛金等(申込時に初回分を納付下さい)

《新規加入の方・もしくは手帳1冊目の方》

加入金 200円 (初回のみ)
掛 金 6,400円 (1ヶ月・20日分)
手数料 100円 (1ヶ月)

計 6,700円

*加入2ヶ月目から10ヶ月目は6,500円(320円×20日+100円)、
11ヶ月目からは8,100円(320円×25日+100円)になります。
新規加入者には50日分(月当り5日分×10ヶ月)
の助成金がつきます。

《手帳2冊目以降の方》

加入金 200円 (初回のみ)
掛 金 8,000円 (1ヶ月・25日分)
手数料 100円 (1ヶ月)

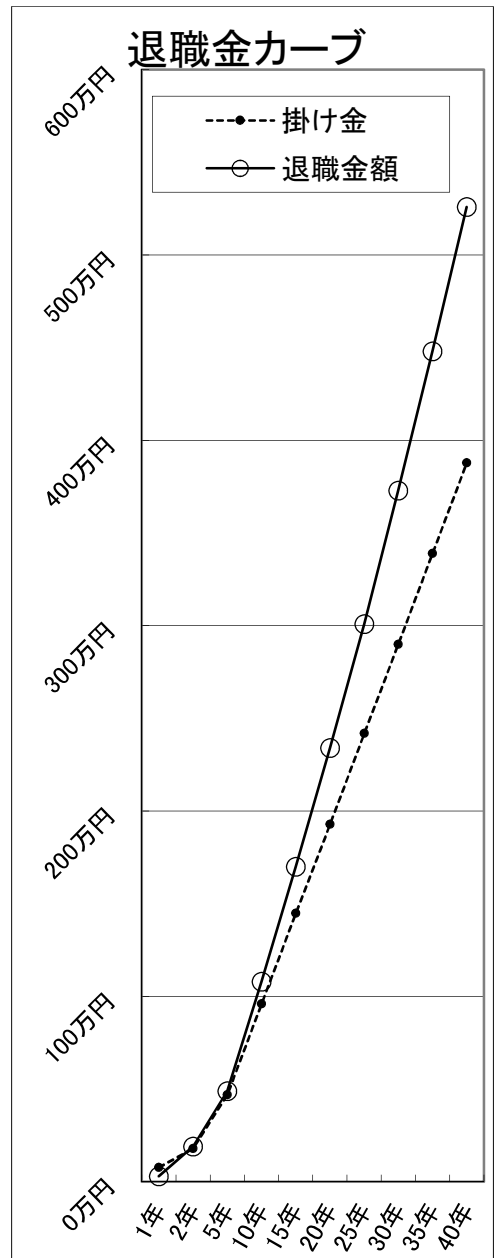
計 8,300円

手帳をお持ちください

<加入対象とならない労働者> 以下の内容に該当する方は加入出来ません。

- ・事業主が法人の代表者、あるいは役員報酬を受けている方及び本社等の事務専用社員。
- ・すでに、建設業退職金共済制度の被共済者となっている方。
- ・中小企業退職金共済(中退共)・清酒製造業退職金共済(清退共)・林業退職金共済(林退共)・小規模企業共済の各制度の被共済者となっている方。ただし、中退共・清退共・林退共制度の被共済者となっている方が、建退共制度に加入することとなったときは、これまでの制度で納められた掛金を引き継ぎ、建退共制度に移動することができます。
- ・誤って加入し、掛金を納付した場合には、掛金納付額のみ返還となりますのでご注意ください。

納付年数	証紙枚数	掛け金	退職金額
1年	300枚	8万円	3万円
2年	600枚	18万円	19万円
5年	1,500枚	47万円	49万円
10年	3,000枚	96万円	108万円
15年	4,500枚	145万円	170万円
20年	6,000枚	193万円	234万円
25年	7,500枚	242万円	301万円
30年	9,000枚	290万円	373万円
35年	10,500枚	339万円	448万円
40年	12,000枚	388万円	526万円



* 証紙日額 320 円、月 8,100 円で始めた場合の早見表です。
 (320 円 × 25 日 + 100 円 = 8,100 円)
 * 最初の 10 ヶ月はサービス期間の為 250 枚で 65,200 円です
 * 予定利率(1.3%)は、変更される場合があります
 ~~~~~

掛金納付された日数の合計が 12 月 (21 日を 1 か月と換算します。) 以上になった労働者で、再び被共済者となることがなく次のどれかにあてはまる場合に、退職金が支給されます。

◆◆退職金請求事由◆◆

1. 独立して事業を始めた
2. 無職になって今後どこにも就職しなくなった
3. 建設関係以外の事業主に雇われた
4. 建設関係の事業所の社員や職員になった
5. ケガ又は病気のため仕事ができなくなった
6. 満 55 歳以上になった
7. 本人が死亡した

請求して頂いてから、入金になるまで、約 3 ヶ月程度かかりますので、ご注意ください。  
 貸し付けや、一部払い等はできません。

**一人親方も建退共で退職金がもらえます！！**

一人親方の場合は、任意組合に加入して、共済手帳の交付をうけることになります。(制度上、一人親方や労働者が、個人で共済手帳の申請や証紙の購入はできないからです) そして、一人親方として働いた場合は、任意組合から証紙を貼ってもらい、他の事業主に雇われて働いた場合は、その事業主から証紙を貼ってもらいます。一人親方は、任意組合から証紙を貼ってもらう場合は、証紙代金を負担することになります。